

◆令和7年年末調整申請要領

令和7年年末調整についてご案内いたします。

令和7年の年末調整は下記申請期間中、WEB申請にて実施いたします。申請にはクラウドサービス『オフィスステーション年末調整』(以下「OFS年末調整」)を使用します。

インターネット環境があれば、パソコンやスマートフォンから、ご自宅など学外からの申請も可能です。

各自、申請期間内にWEB申請いただきますようお願いいたします。

証明書等の原本提出が必要なものについては、下記申請書類の『別途提出が必要なもの』をご確認ください。

【年末調整とは】

年末調整とは、1年間（1月～12月）に支払われた給与に対して、正しい所得税額（年税額）を算出し、これまで概算で毎月の給与から源泉徴収されてきた所得税の合計額と比較して、その過不足を精算する手続きです。源泉徴収された税額が正しい所得税額より多い場合は「還付」、少ない場合は「徴収」が行われます。

この年末調整は、原則として山口大学に所属するすべての教職員が対象となっており、給与支払者である山口大学の義務でもあります。ただし、状況によっては個人で確定申告を行う必要がある場合もあります（※年末調整対象外の方をご参照ください）。

【今年初めて本学で年末調整をする方】

ログインに必要な情報は、件名①を山口大学のメールにてご案内しますので、個人メールをご確認ください。

差出人アドレス no-reply@officestation.jp (送信専用ですので、返信不可)

※迷惑メールではありませんので、誤って削除しないようお願いします

年末調整の依頼は【全教職員】の件名②のメールで行いますので、個人メールをご確認ください。

件名①：[オフィスステーション] 年末調整WEB申請用マイページ発行のお知らせ（給与情報係）

【全教職員】

山口大学の個人メールに件名②で年末調整の依頼メールが届きます。

ログインいただき、年末調整WEB申請を開始してください

件名②：[オフィスステーション] 令和7年年末調整WEB申請について（依頼）

ログインIDは件名②の案内に記載しております。

ログインパスワードはご自身で設定したものになります。

パスワードをお忘れの場合は、ログイン画面でご自身で再設定いただけます。

Google Workspaceとは異なるシステムです。オフィスステーションのパスワードを変更しても、GWSのパスワードは変更されませんのでご注意ください。

申請期間 令和7年10月31日（金）～令和7年11月20日（木）

【I】申請書類（WEB申告）

	対象者	書類名	申告方法	備考・別途提出が必要なもの
1	全教職員	令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	WEB	扶養親族が非居住者の場合、枠外URL『令和5年1月以後に非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ』を参照してください
2	全教職員	令和8年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	WEB	
3	全教職員	令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書	WEB	
4	該当者	令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書	WEB + 証明書類 原本提出	・保険料控除証明書（原本） 電子証明書（xmlファイル）で提出の場合は原本不要 ※保険料控除証明書が未着の場合は、『保険料控除額のお知らせ』を添付してください。後日要原本提出
5	該当者	令和7年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書	WEB + 申告書・証明書 類原本提出	・住宅借入金等特別控除申告書と銀行等金融機関の住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書は必ず2枚セットで原本提出してください（電子的証明書（xmlファイル）で提出の場合は原本不要です） ・連帯債務者がいる場合は、備考欄に下記4点の記入が必要です。 ①連帯債務者の負担金額 ②連帯債務者の氏名 ③連帯債務者の住所 ④勤め先住所かつ企業名 【借換有の場合】 ・借換え直前の残高がわかる「償還表」等(写し可)
6	該当者	前職の令和7年分 給与所得者の源泉徴収票	WEB + 原本提出	・原本提出 すでに提出済の場合はWEB申告画面で提出済を選択してください。提出されなかった場合は、本人による確定申告が必要です ※退職年月日の記載があり、乙欄に○がついていないもの。

扶養親族が非居住者の場合、別途証明書類の提出が必要になりますので給与情報係HPをご確認ください

『令和5年1月以後に非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ』

https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yhrd/wp-content/uploads/2025/10/kj20251002_hi-kyousya.pdf

【2】年末調整期限

		期限	対象者
1	年末調整WEB申請	令和7年11月20日(木) 24:00まで	全教職員
2	各種証明書提出 (WEB申請済のもの)	令和7年11月25日(火) 17:00まで	WEB申請済で原本提出が必要な証明書類があるもの ※最終的に必要な証明書が提出されない限り控除には含みません
3	各種証明書提出 (WEB申請済で申請時未着のもの) ※新規申告不可 再来年調整(1月)	令和8年1月7日(水) 17:00まで ※給与情報係必着。最終期限です 以降はご自身で確定申告してください	再来年調整は、12月末調整時(令和7年11月20日まで)WEB申請済で以下のいずれかに該当する方のみ実施します。 ※新規申告不可 ・保険料等の証明書提出が2の期限に間に合わなかった場合 ・出産や扶養親族の12月収入によって扶養親族数が変更になる場合 ・配偶者の12月収入によって配偶者控除の金額が変更になる場合 ※最終的に必要な証明書が提出されない限り控除には含みません。最終期限後に届いたものは返却いたします。ご自身で確定申告をしてください

※年末調整の提出画面で添付台紙と申告書(確認用控)のPDFがダウンロードできます。

【3】提出先等

各種証明書類提出先・問合せ先		TEL	メール
吉田地区	総務企画部人事課給与情報係 (常盤、小串地区の学生支援部、学術研究部等含む)	5104・6104	ke063@yamaguchi-u.ac.jp
常盤地区	工学部総務企画課 人事・職員係	9082	en272@yamaguchi-u.ac.jp
小串地区	医学部総務課 ワンストップ窓口	2084	me267@yamaguchi-u.ac.jp

【4】ご自分で確定申告予定の場合

ご自分で確定申告をする=年末調整をしなくてもよいということではありません。

山口大学が主たる給与の支払者の方は、【5】以外、**全員年末調整をします。**

ご自分で確定申告をする場合は、**本学で年末調整後、令和8年1月末に発行予定の『源泉徴収票』を確定申告時に使用してください。**

【年末調整で各種控除の適用をせず、確定申告で控除を受ける場合】

- ① 配偶者控除不要 → 質問7「配偶者を扶養しますか?」で『いいえ』を選択してください。『はい』を選択した場合は配偶者(特別)控除適用で処理します。
ご自身の所得が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用外となるため、本学以外の収入と合わせて所得が1,000万円を超える見込みの場合は『配偶者を扶養しますか?』で『はい』を選択し本学で控除を受けたとしても申告額によっては確定申告時に適用外となり追加徴収される可能性があります。
- ② 保険料控除不要 → 『なし』を選択してください。ただし給与天引きのものについては控除適用します
- ③ 基礎控除不要 → 『年末調整データを会社に送信する』の画面(最後の提出画面)のメッセージ欄に、基礎控除を受けない場合は『基不要』と入力してください。12月給与計算時『基不要』の対象者のみ個別で基礎控除を適用せずに年末調整をいたします。
『基不要』のメッセージがない場合は、税計算する際、『控除不要』の把握ができず、個別修正対応できないため、システムの自動計算で控除が反映されます。その場合、源泉徴収票には基礎控除適用後の金額が反映されるため、確定申告時、申告額によっては『追徴課税』となる可能性がありますのでご注意ください。

【5】年末調整対象外の人(個人で確定申告をしてください)

- ・山口大学の給与が年間2000万円を超える人→ただし副収入と併せて2000万円を超える場合は、**年末調整後確定申告してください**
- ・山口大学の給与が主たる給与ではない人(乙欄)
- ・令和7年12月31日時点で山口大学に在職していない人

【6】注意事項・お願い

オフィスステーション年末調整の『メッセージ』機能について

- 申請内容に不備等がある場合は、メッセージ機能でお知らせします。
メッセージが届いたら、個人メールへ通知がありますのでマイページにログインいただき、内容を確認をしてください

■提出画面のメッセージ機能は**控除不要や証明書類の遅延連絡**に使用してください。

メッセージ記入例)

『基不要』 (→基礎控除扶養)

『〇〇証明書未着 12月末提出予定』

など

- メッセージ機能での問合せ等は受付しておりません。
(チェック作業をする際にメッセージを確認するので、急ぎの対応等が難しいため)

問合せ等がある場合は、各担当窓口へメールでお願いします。件名「年末調整問合せ」

ログイン情報について

- オフィスステーションのログイン情報は、**年末調整後も使用します**ので、大切に保管してください。

令和8年1月末に配信予定の**源泉徴収票**もオフィスステーションのマイページからご自身で取得可能となります。

また、昨年年末調整をWEB申請された方は、昨年の年末調整時に提出いただいた内容の確認や、令和5年分以降WEB申請をされたかたは、源泉徴収票の再取得も可能となっています。